塩化ビニリデン	Vinylidene chloride	S／P	2	2G	制御	不活性	T2	ⅡA	No	制限	F-T	B	N5	E	1.13, 1.14, 1.19.6, 2.1, 2.2
ネオデカン酸ビニル	Vinyl neodecanoate	S／P	2	2G	開放	不要			Yes	開放	不要	A, B		不要	1.13, 1.19.6, 2.1, 2.2
ビニルトルエン	Vinyltoluene	S／P	2	2G	制御	不要	T1	ⅡA	No	制限	F	A, B	N1	不要	1.13, 1.19.6, 2.1, 2.2
ワックス	Waxes	P	2	2G	開放	不要			Yes	開放	不要	A, B		不要	1.19.6
ホワイトスピリット（芳香族系成分の濃度が15質量%以上であって、20質量%以下のものに限る。）	White spirit, low (15-20%) aromatic	P	2	2G	制御	不要	T3	ⅡA	No	制限	F	A		不要	1.19.6
リグニン（木材から生成するものに限る。）、酢酸ナトリウム及びシュウ酸ナトリウムの混合物	Wood lignin with sodium acetate／oxalate	S／P	3	2G	開放	不要	NF			開放	不要	不要	x	不要	
キシレン	Xylenes	P	2	2G	制御	不要	T1	ⅡA	No	制限	F	A		不要	1.19.6
キシレン及びエチルベンゼンの混合物（エチルベンゼンの濃度が10質量%以上のものに限る。）	Xylenes／ethylbenzene (10% or more) mixture	P	2	2G	制御	不要	T2	ⅡA	No	制限	F	A		不要	1.19.6
キシレノール	Xylenol	S／P	2	2G	開放	不要		ⅡA	Yes	開放	不要	A, B		不要	1.19.6
アルカリルジチオ燐酸亜鉛（アルキル基の炭素数が7から16までのもの及びその混合物に限る。）	Zinc alkaryl dithiophosphate (C7-C16)	P	2	2G	開放	不要			Yes	開放	不要	A, B		不要	1.19.6
アルケン酸カルボキシアミド亜鉛	Zinc alkenyl carboxamide	P	2	2G	開放	不要			Yes	開放	不要	A, B		不要	1.19.6
アルキルジチオ燐酸亜鉛（アルキル基の炭素数が3から14までのもの及びその混合物に限る。）	Zinc alkyl dithiophosphate (C3-C14)	P	2	2G	開放	不要			Yes	開放	不要	A, B		不要	1.19.6
その他の液体化学薬品（この表の危険性の欄が「P」となる物質のみの混合物並びに当該混合物及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）別表第一の二に掲げる物質との混合物（以下これらを「P混合物」という。）であって、引火点が60℃以下のものに限る。）	—	P	yただし、既に液体化学薬品の船型の評価がされているものについては、xとする。	2G	制御	不要	T3	ⅡA	No	制限	F	A		不要	1.19^{y}
その他の液体化学薬品（P混合物であって、引火点が60℃を超えるものに限る。）	—	P	yただし、既に液体化学薬品の船型の評価がされているものについては、xとする。	2G	開放	不要			Yes	開放	不要	A		不要	1.19^{y}
その他の液体化学薬品（P混合物を除く。）	yただし、既に液体化学薬品の危険性の評価がされているものについては、xとする。														

附　則

（施行期日）

1　この告示は、平成二十六年六月一日から施行する。

（経過措置）

2　この告示の施行の際現に船舶により運送され、又は船舶に貯蔵されている危険物の運送又は貯蔵については、当該運送又は貯蔵が終了するまでは、なお従前の例による。

○環境省告示第七十一号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）別表第一各号二の規定に基づき、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令別表第一各号二の規定に基づく物質の有害性の程度に応じ環境大臣の定める係数（平成十八年十二月環境省告示第百四十七号）の一部を次のように改正し、平成二十六年六月一日から適用する。

平成二十六年五月三十日　環境大臣　石原　伸晃

表を次のように改める。

汚染分類	物　質	係　数
一　X類物質	(1) アクリル酸デシル	一〇、〇〇〇
	(2) アジピン酸ジノルマルヘキシル	一〇、〇〇〇
	(3) アジピン酸ジメチル	一〇〇
	(4) アセトクロール	一、〇〇〇
	(5) アラクロール（濃度が九十重量パーセント以上のものに限る。）	一、〇〇〇
	(6) アルカン（炭素数が六から九までのもの（ヘキサンを除く。）及び炭素数が六から九までのものの混合物に限る。）	一、〇〇〇
	(7) アルキルジメチルアミン（アルキル基の炭素数が十二以上のもの及びその混合物に限る。）	一、〇〇〇
	(8) アルキルベンゼン（アルキル基の炭素数が四から八までのもの及びその混合物に限る。）	一、〇〇〇
	(9) アルケン酸アミド（アルケニル基の炭素数が十一以上のもの及びその混合物に限る。）	一、〇〇〇
	(10) イソホロンジイソシアナート	一〇
	(11) ウンデシルアルコール	一、〇〇〇
	(12) 一―ウンデセン	一、〇〇〇
	(13) エトキシ化タローアミン（濃度が九十五重量パーセントを超えるものに限る。）	一、〇〇〇
	(14) エトキシ化プロポキシアルキルアミン（アルキル基の炭素数が十二から十六までのもの及びその混合物に限る。）	一、〇〇〇